

成年後見制度における市民後見人の役割に関する研究：

認知症高齢者に対する実践に焦点をあて

筑波大学大学院 人間総合科学研究科 生涯発達科学専攻 永野叙子

論文の概要

本研究は、成年後見制度における市民後見人の役割について、後見活動の内容分析を通じて明確化し、市民後見人への理解の促進、ならびに市民後見人の受任を活性化するために権利擁護体制の整備と市民後見人に必要な継続的支援について提言することを目的とした。研究方法としては、文献研究と面接調査による質的研究と質問紙調査による量的研究の方法を用いた。

論文構成はⅢ部 10章で構成され、第Ⅰ部を序論（理論研究）とし、第Ⅱ部を本論（実証研究）、第Ⅲ部を総括（総合考察、まとめ）とした。

第Ⅰ部 序論（理論研究）

第Ⅰ章 成年後見制度における市民後見人に関する研究動向

成年後見制度の理念および内容について概観し、第三者後見人の選任動向、成年後見制度における課題への対応などの現状を整理した。次に、市民後見人をめぐる動向では、市民後見人が育成されるようになった経緯、市民後見人の定義、期待される役割について文献より確認した。

一方で、「市民後見」に係る先行研究の知見は、市民後見支援体制を論じているものが多く、市民後見人の活動特徴や社会的役割について論じたものは限られていた。したがって、受任実績が豊富な成年後見実施機関の支援・監督を受けて活動する市民後見人の属性、担当している被後見人等の概要、活動内容等の分析を通じて、市民後見人の社会的役割を明らかにし、継続的支援について提言する必要性を論じた。

第Ⅱ章 目的と研究構成

本論文の目的を示し、研究構成について説明した。

第Ⅱ部 本論（実証研究）

第Ⅲ章 市民後見人の後見活動における内容分析（研究 1-1）

市民後見人に対して後見活動内容についての面接調査を行い、社会的役割について検討した。市民後見人の就任によって被後見人の「周囲との関係性が改善」「気持ちの安定」「不適切な対応の改善」（後見人の主観的評価）が見られた。また、後見活動上の困難は、「医療同意」「家族同様

の対応を求められる」「支援関係者の中で後見人が孤立する」「登録組織によって支援体制に差がある」等が明らかになった。また、「市民という対等な立場で、多様な社会経験を背景にボランティアで行われている」ことが、親族・専門職後見人と性質を異にしている点であることが考えられた。したがって、市民後見人の社会的役割は、市民として対等な立場で①被後見人が『個人としての存在が認められ価値がある人として大切にされる』という視点を持った後見活動を行うこと、②最善を共に考え、その実現に向けて支援すること、③成年後見制度がより良い制度となるように提言することではないかと考えられた。

第4章 身上監護における被後見人の最善の利益を導き出す過程（研究1-2）

居所の選択、終末期の介護・医療契約など法律行為で求められる二項対立型の選択では、意思疎通が困難な被後見人の最善の利益をめぐって後見人の心は揺れ動くことが示された。後見人には居所指定権のない被後見人の居所移動が検討された3事例について、イギリス2005年意思能力法の行動指針に基づき、在宅生活の継続か施設入所か、被後見人の最善の利益を導き出す過程を考察した。

その結果、最善の利益を導き出す過程において、①被後見人に直接会う、②支援関係者と協議する、③被後見人の今ある能力に着目する、④被後見人の力が発揮できるよう環境を整えるといった後見人の行動が共通して確認された。また、被後見人と支援関係者との意向が異なる場合は、被後見人を交えて支援関係者と協議し議論を尽くす、その判断過程が重要であることが示唆された。

第5章、第6章では、市民後見人の受任促進のために、市民後見人とその受任ケースの現況を正しくとらえることの必要性から、市民後見人の受任実績が豊富な実施機関に登録し活動する市民後見人に焦点をあて、質問紙調査によって活動内容の現状分析を行った。

第5章 市民後見人選任基準と実際の市民後見人受任ケースとの比較（研究2-1）

市民後見人受任ケースは、「選任基準」に沿った選任がなされており、大半が市町村長申立、低資産、施設入所であることが示された。その上で、困難化が予想される在宅ケースや親族申立ケースが少数であるが選任されており、「選任基準」が一部柔軟に運用されていた。一方で被後見人は、家族、友人との交流がなく意思疎通が困難な状況であり、本人意思を代弁する人が必要であることが確認された。これら市民後見人の受任ケースは、社会保障として制度利用が必要とされる対象者であることが窺われた。

後見事務の実施状況では、「ケア会議に参加する」の実施率は必ずしも高いとは言えず、施設入所者が多い市民後見人の身上監護では、ケア会議に①施設側は、被後見人の代理人として市民後

見人に参加を求める意識の醸成と体制づくり、②市民後見人は、代理人として参加を希望することが期待される。一方で、後見事務報告に関する書類作成は職務であることから高い実施率であった。後見報酬が見込めない市民後見人にとって、自身の活動報告に対して実施機関担当者からの定期的なフィードバックがあると、活動意欲が高まると考えられた。

第6章 市民後見人の後見事務における意識（研究2-2）

市民後見人、専門職後見人に共通してみられた後見事務上の困難は、「医療同意」「意見調整」「身元保証人」「財産の引き渡し」「葬儀等の手配」であった。これらは、これまで家族が代行してきた事項である。一方で、独自養成実績のある組織に登録している市民後見人は「家族同様のかわり」「保証人を求められる」「家族、親族との意見調整」「緊急時対応」について困難でないに有意な差がみられた。独自養成実績のある組織では、成年後見制度全般について実践蓄積が豊富であり、市民後見支援体制の整備が図られているものと考えられた。

活動特徴では、①権利擁護の担い手という側面と地域後見の現状、②パーソン・センタードの視点を指向した実践活動という特徴が導き出された。前者の意識は育成研修、実践現場で体得され、後見人の法律行為によって、具体的な後見支援につながったことが示された。また、後者の意識では個別性に配慮した支援と、被後見人や周囲との関係性を重視した実践活動が展開されていた。

「後見活動全般で日ごろ感じていること」（自由記述）の内容は、「市民後見支援」「制度の仕組み」「制度の周知」「市民後見人の必要性」「報酬」等に分類された。これらの意見・要望を思料すると市民後見人は、①被後見人の代理としての制度に対する利用者評価、②成年後見人としての制度を担う運用評価、③一般市民として制度の第三者評価、この3つの観点より、制度について評価可能な立ち位置にあると考えられた。

第7章 市民後見人の後見活動の現状と課題：終末期活動を取り上げて（研究3）

終末期医療における倫理的な問題への対応や家族・親族との意見調整などで「困難感」「負担感」が最大となる終末期において、市民後見人が果たした役割を事例から明らかにし、本論文の知見の再整理、確認を行った。事例の分析結果は、①被後見人のライフストーリーを紡ぎ出すこと：その人の人生や歴史に基づいてその人を解釈しなおす、②後見人は意思疎通がほとんどできない被後見人を全人格的に理解しようと努める、③親族対応：被後見人が色々な事情から親族（相続人）と疎遠になった経緯があるとしても、近況報告や医療同意の協力を通じて、親族には生前に会うことを勧める、④死後（＝納骨）の対応：可能であれば、被後見人の希望する墓に埋葬できるように生前にその準備を進める、⑤家族、親族に医療同意の協力を求める：これまでの経緯や病状を伝えて代理判断者の意思決定を手助けするといった活動特徴が共通して示された。

第8章 市民後見支援・監督の現状と課題（研究4）

独自養成実績のある組織で活動する市民後見人は、後見事務上の困難さが軽減される傾向にあった（第6章）。また、市町村長申立件数や市民後見人の育成・支援にも地域差がみられる。そこで、市民後見人受任実績が豊富な成年後見実施機関に注目し、地域の権利擁護体制と市民後見人育成・支援事業との関係性を視覚化することを通じて、市民後見人受任促進のための条件と市民後見人への継続的支援について検討した。その結果、受任促進の条件は、市町村長申立実施体制が整備されていること、「市民後見人選任基準」が柔軟に運用されていることが示された。そのためには、支援・監督をする実施機関の職員の育成や職員のためのバックアップ体制の強化が重要であると考えられた。市民後見人への継続的支援は、未受任者には早急に活動の場を提供し実践を深めること、現任者には人材育成という観点に立った継続研修の実施、支援関係者や職能団体、そして社会資源に市民後見人をつなぐ支援、市民後見人が自主的な活動が行えるよう必要に応じて組織化の支援が大切であると考えられた。

第Ⅲ部 総括

これまでの調査研究によって以下の知見を得た。市民後見人の社会的役割は、①被後見人が『個人としての存在が認められ価値がある人として大切にされる』という視点を持った後見活動を行うこと、②最善を共に考え、その実現に向けて支援すること、③成年後見制度がより良い制度となるように提言することにある。また、利用者支援における市民後見人の特徴は、①利用者ニーズに即した柔軟な支援、②社会との繋がりに対する代弁者としての支援、③被後見人の価値観に寄り添った支援にある。

市民後見人の受任促進には、成年後見実施機関の職員育成や職員のためのバックアップ体制がとりわけ重要である。これらは市民後見人の選任に際して、①「市民後見人基準」の柔軟な運用、②緊急時対応等の後見監督体制の整備・強化と表裏一体である。また、市民後見人への継続的支援は（1）未受任者には、実践を深めるための活動の場を提供すること、（2）現任者には、①活動報告に対する実施機関からの定期的なフィードバック、②後見人のライフステージの変化に対応した同行・代行支援、③後見活動経験に応じた継続研修の実施、④支援関係者や職能団体ならびに、フォーマルな社会資源に市民後見人をつなぐ支援、⑤市町村の支援体制整備に市民後見人が参画するなど、自主的な活動が行えるよう組織化への支援が挙げられる。一方で、市民後見人は市町村長申立案件のように、保護を受ける本人に対する行政の責務として、その人権を保障すべき案件を受任しており、しかも活動は報酬を期待しない社会貢献を基本としている。よって、市民後見人を公共的な後見人として公的な支援システムに位置づけて行くことが重要である。